

消費税軽減税率の対応はお済みですか？ ～日常の経理処理と消費税申告における注意点～

令和元年10月1日より「**消費税軽減税率制度**」が実施されました。これにより従来の経理処理の見直し(適用税率の区分経理)や新しくなった消費税申告書への対応が必要となります。今回、適切な区分経理処理や決算書・消費税確定申告書作成の際の実務上の注意点・対応方法に関する説明会を開催いたします。消費税軽減税率制度は、食品を扱う事業者だけではなく、すべての事業者に関連する可能性があります。皆様是非ご参加ください。

日 時	①令和元年11月27日(水)14:00～16:00 ②令和元年12月 4日(水)15:00～17:00 ※両日とも同内容です。
場 所	①神奈川中小企業センター13階 第2会議室 横浜市中区尾上町5-80 ※JR関内駅北口徒歩5分、市営地下鉄関内駅7番出口徒歩2分 ②平塚信用金庫本店 7階会議室 平塚市紅谷町11-19 ※JR平塚駅徒歩5分
参加費	無料
定 員	①50名 ②30名

講師プロフィール

講師:澤口税務会計事務所

税理士 澤口 洋輔 氏

【略歴】税理士法人にて企業や個人事業者の皆様の税務から相続・贈与などの資産税の税務まで幅広く経験したのち、相続対策コンサルティング会社の勤務を経て、2015年7月に出身地である横浜市港北区で独立開業。

消費税軽減税率制度について各地で多数の講演を実施。

FAX番号:045-633-5139

申 込 書

参加希望場所 (どちらかに○)	①11月27日(水)14:00～ 会場:神奈川中小企業センター
	②12月4日(水)15:00～ 会場:平塚信用金庫 7階会議室
企業名	所属組合名
氏 名	
住 所	
TEL	FAX
メールアドレス	